

令和7年度 事業計画書



社会福祉法人 共生会 松風荘

目次

I. 理念と方針	3
社会福祉法人共生会 経営理念	3
社会福祉法人共生会 経営方針	3
松風荘の基本理念	4
松風荘の養護方針	4
今年度の重点方針	4
II. 施設の概要	5
III. 権利擁護	9
IV. 中期計画	9
V. 運営管理に関する事業計画	10
VI. 生活支援事業計画	12
・本園	13
・第一分園（パインツリー）	13
・第二分園（ツインリーフ松風）	13
・第三分園（風のき）	14
VII. 家庭支援事業計画	15
VIII. 自立支援強化事業計画	15
IX. 食生活支援事業計画	15
X. 心理支援事業計画	16
XI. 委員会活動事業計画	16
<マニュアル委員会>	16
<広報・ボランティア委員会>	17

令和7年度（2025年度） 事業計画

<防災安全委員会>	17
<リービングケア委員会>	17
<人材委員会>	18

I. 理念と方針

社会福祉法人共生会 経営理念

当法人は設立の精神である「共生」の精神に則り、利用者と事業者が共に手を携えて支え合い、自立に向けて支援することを基本理念としています。

1 利用者の尊重

共生の精神に則り、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

2 自立支援

利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3 安心・安全な生活

利用者や家族が安心・安全な生活ができるよう支援します。

4 地域との連携

地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力をを行う等の地域との交流につとめ、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

社会福祉法人共生会 経営方針

利用者の権利擁護を中核に据えれば、経営のコンプライアンス・透明性・説明責任・公開性の確立は法人経営にとって不可欠である。そのために公認会計士による外部監査の実施、顧問弁護士による法の遵守の徹底、顧問経営コンサルタントによる経営の適正化を図ってきています。

1. 健全経営の実現

自己収入で支出し貰い得るよう工夫し、無駄をなくし、効率化に努め健全な経営を確立します。

2. 地域との連携

地域との交流の推進を図り、安心と信頼で結ばれる社会福祉事業の運営をします。

3. サービスの質の向上

利用者本位のサービスを実現するため、業務の標準化を図るとともに、それを最低基準として品質向上の鍵を握る職員のレベルアップを、業務を通して実現します。

4. 第三者サービス評価の受審

第三者サービス評価機関によるサービス評価を積極的に受審します。

5. 苦情解決制度の実施

苦情解決のしくみとして第三者委員を選定し、サービスのチェックを実施します。

6. 情報の公開

情報公開は説明責任として、個人情報保護法の範囲内において、インターネット上、文書による情報を提供します。

7. 責任と権限の明確化

組織として事業活動を実践しているという原点にたちかえり、職員各自の組織上の役割、権限、責任を明確にして、組織一体となって業務遂行にあたります。

8. 働きやすい環境

誇りをもって働きやすい法令遵守の職場環境づくりに努めます。

松風荘の基本理念

児童福祉法、児童憲章及び児童の権利に関する条約の精神に則り、児童の基本的人権を擁護し、福祉の増進をはかり、心身共に健康な人間の育成をめざして、自立のための支援を行います。

創始者積惟勝先生の施設養護への思いである「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を一人ひとりの社会性や人間関係を豊かにするとともに、個別的な関わりを大切にしながら家庭的な施設づくりを目指し、年齢に応じた配慮、細やかな配慮、思いやり等必要な事を伝えていく事を基本理念としています。

松風荘の養護方針

- ① 子どもたちの最善の利益を守り、発達成長を支援します。
- ② 愛情に満ちた環境の中で、安全で安心した生活を用意し、子どもたちの生活意欲を育てます。
- ③ お互いに認め、大切にし合う仲間作りをしながら、責任感・思いやり・助け合いの心を育てます。
- ④ 子どもたちの学習を支援します。中学生には高校進学、高校生には主体的な進路選択ができるよう援助します。
- ⑤ 社会的な人間関係の自立、社会生活の自立や卒園後の自活生活を支援します。
- ⑥ 体罰等の人権侵害行為を否定し、受容的なかかわりを心がけ、心の痛みを受け止めた治療的な養護をめざします。
- ⑦ 学習指導や行事にともに参加してくれるボランティアやフレンドホーム（短期里親）は子どもたちの大きな支えとなっています。
- ⑧ 親との関係を密にし、ともに子育てをすることを大切にしながら、家庭復帰をめざします。
- ⑨ 児童相談所・学校・地域・関係諸機関との連携をとりながら子育てをします。
- ⑩ 「子どもの権利ノートの活用」「第三者による施設サービス評価の実施」「苦情解決制度の推進」などを通して児童の権利擁護の充実を図ります。

今年度の重点方針

「一人ひとりの子どもを大切にしよう」

- 子どもの意見を丁寧に聴き取る
- 相手の声を傾聴し認め合う（心理的安全性）
- 専門性を高めるため幅広い知識を習得する
- 個々のスキルを活かし施設全体の支援技術を高める
- 魅力ある松風荘になろう

II. 施設の概要

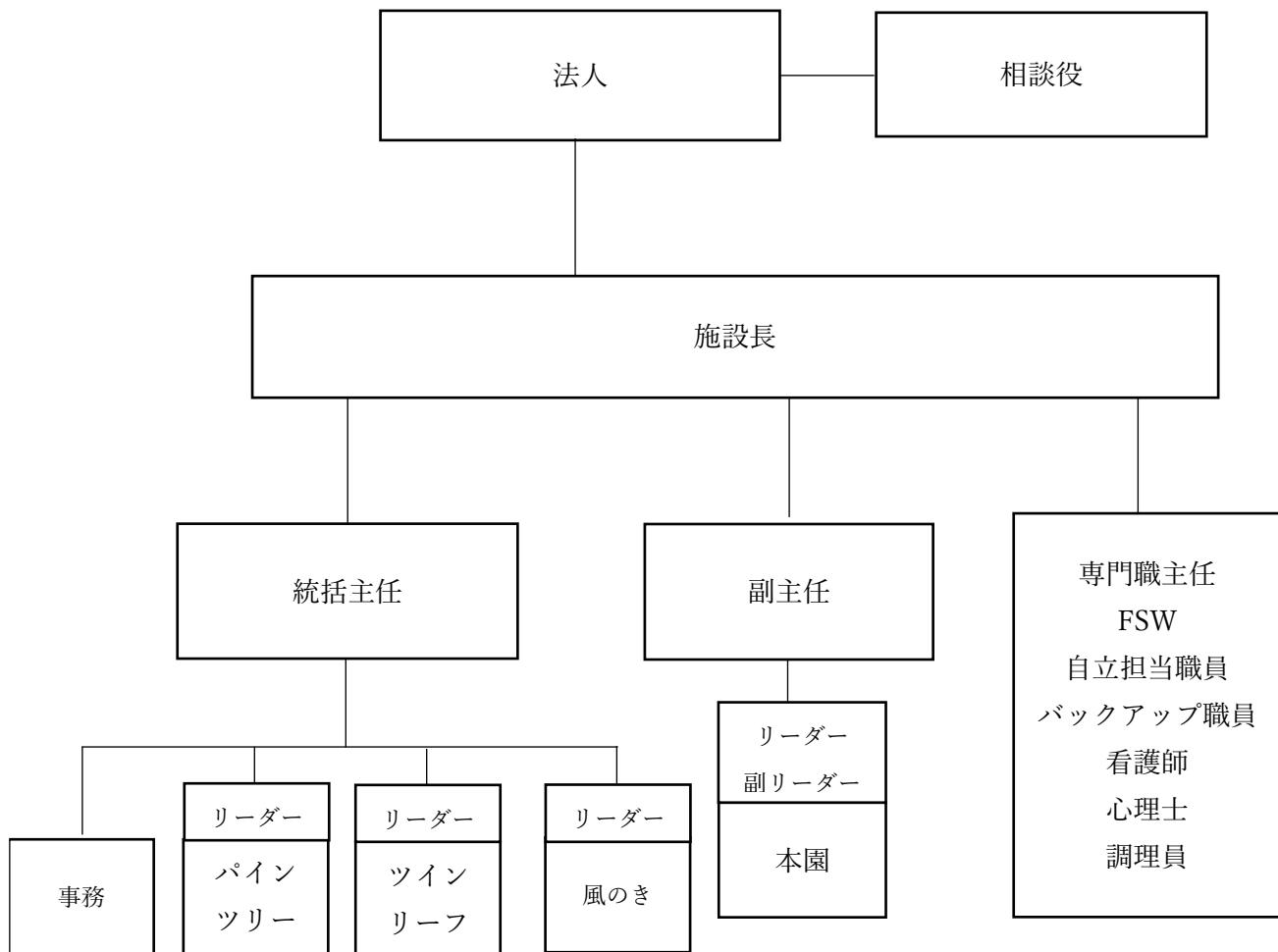
1. 施設の規模

	児童定員	職員	敷地面積	建物面積他
施設全体	30名	45名 (嘱託医含)		
本園	12名	24名 (内ケアワーカー8名)	462.8 m ² (約140坪)	340.423 m ² (約104坪) 鉄筋コンクリート2階建
第一分園	6名	5名+バックアップ 職員(兼)+主任他	約171.18 m ² (約52坪)	234.96 m ² (71坪) 木造2階建 8LDK
第二分園	6名	5名+調理+自立支 援員	251.43 m ² (約76坪)	211.5 m ² (64坪) 木造2階建 7LDK
第三分園	6名	5名+調理	154.68 m ² (約47坪)	191.28 m ² (58坪) 鉄骨造3階建 6LDK

2. 職員構成

施設長	1	主任(GHバック アップ兼務)	1	主任(FSW 兼務)	1	副主任	1
事務員	1	非常勤事務員	1	栄養士(非)	1	調理員	2
調理員(非)	5	心理士	2	保育士 指導員	21	自立支援 担当職員	2
家庭支援専門相談員 (兼1名)	2	個別対応職員	1	非常勤心理士	1	基幹的職員 (兼)	1
嘱託医	1						

3. 組織図



4. 職務分担表

職種	職務内容
法人相談役	○必要に応じて助言、及び指導を行う。
管理職	○事業全体の目標、計画、進行管理 ○予算、決算、財務、施設整備（会計責任者） ○組織、人事の活性化、改善 ○行政機関、関係機関等に対して施設を代表 ○苦情解決責任者 ○防火管理者
	○事業全体の目標、計画、進行管理 ○組織、人事の活性化、改善、リーダー層の育成 ○児童支援に関するスーパーバイズ ○専門職の取りまとめ ○職員採用に関する業務 ○その他、施設長の補佐及び代理 ○職員会議、養護会議の司会進行 ○苦情解決担当（苦情受付者） ○その他施設長が必要と認めた業務
	○実習担当 ○職員会議、養護会議の司会進行 ○組織、人事の活性化、改善、リーダー層の育成 ○職員採用に関する業務 ○その他、施設長の補佐及び代理 ○職員の運転に関する管理 ○施設の公用車の管理
専門職	○自立支援計画作成への助言および進行管理 ○対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務 ○退所後の児童に対する継続的な相談援助 ○児童相談所等関係機関との連絡・調整 ○ケース進行管理 ○外部の会議への参加 ○その他、施設長が必要と認めた業務
	○自立支援計画作成への助言および進行管理 ○学習、進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携 ○高校中退者など個別対応が必要な児童に対する支援 ○施設退所者に対する継続的な状況把握及び自立支援のマネジメント ○外部の会議への参加 ○その他、施設長が必要と認めた業務
	○ケースカンファレンスへの参加 ○子どもの心理面接、心理治療 ○心理治療プログラムの立案、実施 ○生活場面での子どもの状況観察および職員へのコンサルテーション ○その他、施設長が必要と認めた業務
生活支援	○本園リーダー・副リーダー ○本園の生活担当職員の業務（日常生活に係わる業務）や労務（勤務表作成等）の管理 ○設備等の保守・管理 ○本園行事計画の立案実行を主導 ○実習生の受け入れに関する業務 ○新任、若手職員の育成に関する業務 ○学校、地域との連携に関する業務
	○ホームを代表し、日常のホーム運営の責任者 ○ホーム職員の労務管理（勤務表作成等） ○ホーム児童に対する日常の生活支援を主導 ○ホーム行事の企画と実行の責任者 ○設備、備品の保守管理 ○ホームの事業計画の進行管理 ○ホーム職員の指導育成 ○学校、地域との連携に関する業務を主導 ○その他施設長が認めた業務 ○第三者評価の実施に関する業務（業者選定は施設長が行う）
	○自立支援計画の策定と実施 ○生活支援（食事の介助、見守り、マナー指導、季節や場にふさわしい衣服調整、居室や建物の環境整備等） ○学習支援（宿題の確認に加え、各児童に合った学習環境を提供） ○余暇活動（遊びの提供、公園への引率等） ○保健衛生指導（うがいや手洗い、検便の声掛け等） ○進路指導（学校選択に必要な情報提供や学校見学の引率等） ○健康管理 ○グループワーク（行事、子どもの自治的活動） ○学校との連絡調整、P T A活動への参加 ○地域活動への参加（補導員、町内一斉清掃） ○保護者への連絡（FSWの指示後） ○児童の居室及び物品の管理（文房具や衣料等） ○文書管理（育成記録、養護日誌等）の整備 ○防火管理、災害対策の実施（防災計画策定、防災訓練の計画と実施） ○アフターケア
	○グループホーム専任職員からの相談対応及び助言・指導 ○各種情報収集・提供 ○緊急時対応・支援 ○グループホーム等の運営に必要な支援 ○預り金（児童手当等） ○その他施設長が必要と認めた業務
食生活	○献立表の作成 ○嗜好調査の実施
	○給食調理 ○おやつ作り ○食品倉庫、調理室の管理 ○その他、施設長が必要と認めた業務 ○食数管理 ○食材の発注に係わる業務 ○食材費の計算
事務員	○行政への申請 ○出納責任者 ○小口現金取扱者 ○経理、財務業務 ○庶務業務 ○施設長補佐 ○労務管理 ○契約に関する事 ○その他、施設長が必要と認めた業務
看護師	○看護師としての業務 ○児童通院付き添い ○職員健康診断予約及び健康管理 ○予防接種の予約及び管理 ○契約に関する事 ○検便（職員・児童）
医療連携職員	○児童予防接種の管理 ○児童通院付き添い ○予防接種の予約 ○児童健康診断予約及び各学校との連絡 ○実習生に関する業務 ○その他施設長が必要と認めた業務
嘱託医	○医師としての業務 ○かかりつけ医

5. 会議

会議を施設運営の中心に据え、会議ごとの目的達成に向けて参加する職員が協力する。

会議の種類と目的等一覧

名称	目的	参加者	開催頻度	備考
職員会議	松風荘に関するあらゆる事項を議題とし、意志決定と承認を目的とする	全職員 (非常勤職員、嘱託医師を除く)	月一回	
運営会議	施設運営に係る重要案件（予算、人事等）や将来構想を検討協議する。施設運営に係る案件について検討協議する	管理職・施設長が必要と認めたもの	月二回（第一・第三金曜日）	（原則2時間程度）
支援会議	職員会議・養護会議前に子どもに係る案件等について、検討協議する	管理職・各拠点リーダー・施設長が必要と認めた者	月二回（第二・第四火曜日）	
養護会議	児童の支援に係る事項や全体行事計画を検討協議する	管理職、専門職、生活支援担当職員・施設長が必要と認めた者	月一回 (第四木曜)	ケース会議を含む
生活支援会議	児童に関する情報共有や生活上の諸課題についての検討を目的とする。	生活支援担当職員、専門職	月三回	原則、職員・養護会議の午後
食生活会議	食生活を担う中で必要な情報を共有し、検討課題について協議する。	調理員、本園リーダー（または副リーダー）、施設長	月一回 (第二水曜)	献立会議
心理会議	心理面談や心理個別対応の情報共有を行う	心理職・家庭支援専門相談員 管理職	月一回	
専門機能会議	医療的に困難なケースを小児科医を中心に協議する	看護師・心理士・生活支援員・管理職	月一回	不定期開催
カンファレンス	外部講師を招き研鑽を積む	管理職・専門職・生活支援員 理職	年四回	心理・SW研修
ミニカンファレンス	小児精神科医を講師として招き研鑽を積む	心理職・各グループ生活支援員	年三回	
各種委員会	定期的に委員会を開催し、専門性を高める	生活支援職員	隔月開催	養護会議と同日
特別委員会	人材育成についての話し合い メンタルヘルスについての話し合い	管理職・専門職・運営委員会より指名を受けたもの	不定期開催	
専門職会議	家庭関係調整・卒園生の動向などを共有する	専門職・管理職・リーダー	月一回	

III. 権利擁護

権利擁護という視点で見たとき、児童養護施設は入所している児童とその家族にとって最後の砦ともいわれる。子どもの貧困や児童虐待、ドメスティックバイオレンスなど、入所以前の暮らしの中ではその人権が著しく蹂躪されていたケースが多い。児童養護施設が権利擁護を基盤とした支援を展開する事が求められているのは、こうした背景にもよる。

職員の人権意識を高める取組み

- ① 4月の職員会議では、全国養護施設協議会児童部会が作成した倫理綱領を読み合わせる。
- ② 全国社会福祉協議会が作成した「児童養護施設のための人権擁護チェックリスト」を実施。個別年2回（5月・11月）。各拠点1回（3月）

権利擁護を進めるための仕組み

- ① 入所児童やその家族からの苦情に対応する為に、苦情解決のしくみ実施要項を定める。第三者苦情解決員の方には、入所児童と交流の機会を設けるなどして、子どもたちの生活の様子をみていただき、担当職員や施設長との懇談の時間を設ける。

- ② 施設長による個別面談

- ③ 児童が意見を表明する場面を設定する。（家族会議、相談箱の活用＝意見表明権の明確化）

◆苦情解決責任者

施設長 村松信知

◆苦情受付委員

主任 加藤美奈

◆苦情解決のための第三者委員

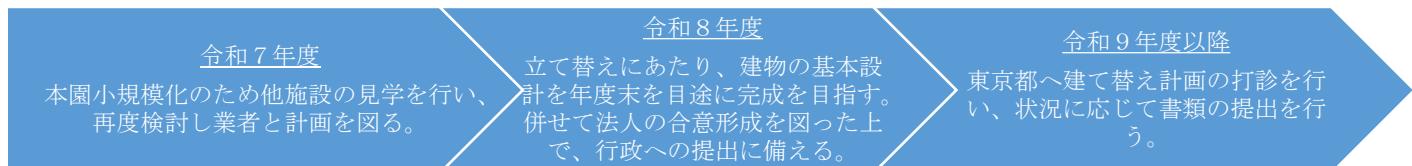
真野照英氏（司法書士） 西山知津子氏（児童委員） 東 宗徳氏（医師） 山田健（元四中校長）

IV. 中期計画

1. 本園建て替え工事について

本園は昭和42年に建てた鉄筋コンクリート2階建てであり、平成16年に大規模修繕を行い、耐震補強はなされているが、壁の落剥など老朽化が激しい。建物の構造も当時の基準であるので、本体の定員は、グループホームを出す事によって減ったが、小規模化への改築・変更は現状の建物では難しい。

松風荘は、本園の建物の完成を持って、施設の小規模化がなされる。法人との協議、東京都からの補助金を待って、建て替え工事を検討していきたい。



2. 人材育成

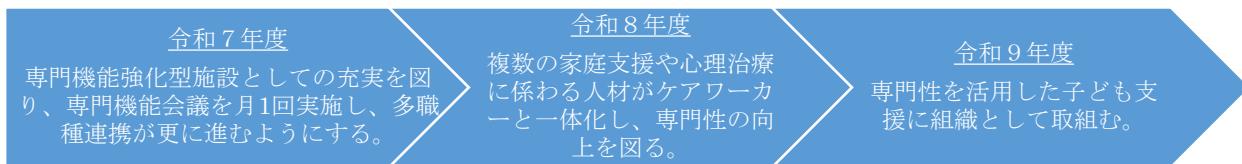
地域分散が進んだ施設では、各グループの責任者（チームリーダー）養成と職員のスキルアップが必要となる。チームリーダーが自信を持てるようにバックアップする。様々な負の経験をしてきた子どもの育ちを理解し、チームアプローチを実践できるような人材の育成に努める。そのためには、職員個々に求める業務や必要なスキルを、OJTだけではなく、外部の研修へ積極的に派遣していく。専門的な研修の参加を促し養育の質の向上を目指す。

3. 専門機能型児童養護施設としての組織力の向上

家族再統合や心理治療など、専門性を高める手段として外部講師を招き、ケースカンファレンスを年4回実施し、取り組みを活性化させ検討力を養う。更に実践力を鍛えるために年3回、小児精神科医との拠点毎のカンファレンスを実施する。

4. 専門職会議の開催（新）

様々なニーズに合わせ、専門職を中心に多角的な支援を検討する。（毎月1回）



V. 運営管理に関する事業計画

① 事業計画と予算の運用

職員による事業総括をもとに、新たな事業計画をたて、計画に見合った予算を作成し運用する。

② 危機管理体制の整備

ヒヤリハットの収集と会議での報告を通して危機管理意識の向上に取り組み、事故予防対策を施設のシステムとして構築する。

③ 施設サービス評価事業の実施

第三者機関によるサービス評価を受審し子どもの権利擁護と生活の質の向上を図る。また、評価結果の公表により、施設運営とサービス提供の透明性の確保を担保する。

④ 苦情解決のための仕組みを活用

苦情は、サービス向上のスタートと捉え、子どもの権利擁護とサービスの向上を目的として実施する。入所児童とその家族からの苦情を受け付け、解決に向けて第三者委員会を常設する。第三者委員には、子どもとの夕食会を通して話しやすい関係性を養う。

○第三者委員の氏名等：
・真野照英氏（司法書士）
・西山千津子氏（児童委員）
・東 宗徳氏（医師）
・山田 健氏（元校長）

○第三者委員との交流：5月から6月にかけて本園にて実施

10月から11月にかけてグループホームにて実施

⑤ 自立支援計画の策定と評価

児童相談所との機関連携や施設内での多職種連携を通して丁寧にアセスメントし、支援計画を策定する。また、子どもとその家族の状況は、成長や社会的、医療的要因によって刻々と変化する事から、常に見直しが出来るものとし、半期に一度（10月に）は、全ケースを対象に支援計画の見直しを行う事とする。そして、3月には年度末評価を実施する。

○策定に向けた手順



⑥ 職員健康管理の推進

健康診断を年2回実施。健康の自己管理を目的とした衛生推進会議に講師を招き年1回開催する。

○令和7年度のテーマは、「職員のメンタルヘルス」とする。

年7回 研修・カウンセリングを実施する。

⑦ 福利厚生

東京都社会福祉協議会共済の加入（任意）。また、インフルエンザ予防接種に係る費用は施設負担とする。

⑧ 職員研修・学習会の充実

令和7年度（2025年度） 事業計画

職種ごとの研修に加え、児童養護や児童虐待といった実践的テーマはもちろんのこと、子どもの貧困や子育て支援といったテーマも含め、施設全体の養護内容を豊かにするために園内外の研修や学習会に職員を派遣する。研修担当が派遣案を作り施設長がこれを了承するか、または職員自らが希望する研修への派遣を申し出る事が出来る。社会的養護処遇加算対象研修派遣は、施設長からの業務命令に従い参加する。状況に応じてオンライン研修での参加も考慮する。又、外部講師を招き施設内の研修を実施する。

⑨ ハラスメント対策について

ハラスメント窓口担当を男女1名選任する。又、法人ハラスメント窓口である人事カンパニーと連携する。

○外部研修派遣計画

月	研修名	主催者	参加者
4月	法人新任研修	社会福祉法人共生会	新任職員・施設長
5月			
6月	東社協新任研修	東京都社会福祉協議会児童部会	新任職員
7月	関東ブロック施設長研究協議会	関東ブロック児童養護施設協議会	施設長
8月			
9月	東社協中堅職員研修	東京都社会福祉協議会児童部会	中堅職員
10月	チームリーダーとスーパービジョン	東京都社会福祉協議会	中堅職員
11月	全国児童養護施設研究協議会	全養協	施設長
12月	性教協秋季セミナー		中堅以上職員
1月			
2月	新任・中堅職員フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	新任・中堅職員
3月			

その他、年1回の研修を踏まえ隨時参加を促していく。

VI. 生活支援事業計画

① 児童対応

取り組み目標
1. 子どもの意見を傾聴し寄り添う。
2. 専門性を高める。
3. 家庭的な養育。
取り組み方針
1. 日々の生活で子ども一人ひとりに丁寧に関わり、子どもの意見を傾聴し権利擁護を念頭に寄り添う支援を行う。
2. 養育者としての専門知識を高め発達特性や心理ケアを念頭に支援を行う。
3. 子ども一人ひとりに合わせた生活リズムを確立する。

② 家庭との交流

取り組み目標
1. 家庭への想いをくみ取りながら、寄り添う支援を行う。
2. 傷つき体験や歪んだ家族観を癒し、修正していく。
取り組み方針
1. 子どもの発する言葉を受け止め、境遇やその時の子どもの気持ちを肯定的にとらえ共有する。
2. 家庭的養育を日常的に意識し行いながら、専門性をもって愛着の再形成を図る。

③ 学習対応

取り組み目標
1. 低年齢児から基礎学力の向上を図る。
2. 社会性を養う。
取り組み方針
1. 個々の能力にあった塾や学習ボランティアの活用をする。
2. 習い事、部活、アルバイト、インターンシップなどを通じ、社会体験が出来る場を広く奨励していく。

④ 行事

取り組み目標
1. 家族会議や夜の話し合いを通して主体性を養う。
2. 児童主体の行事運営を行い、思いやりと自主性を育む。
3. 社会体験を積むことができる行事を企画する。
取り組み方針
1. 家族会議や夜の話し合いで児童からの要望や意見を聴き取り、児童主体の生活を作り上げる。
2. 児童の意見を取り入れた行事企画を行う。また、拠点間交流を目的とした行事を行う。
3. 学びのある行事を企画し、知識や見聞を広げる。

⑤ その他

取り組み目標
1. 希死念慮などの難しい事象も適切に対応する。
2. 健康で安心した生活を送る。

- 3. 職場環境の整備を進める。
- 4. 地域との連携を高める。
- 5. 研修に参加し自己研鑽に努める。

取り組み方針

- 1. 第三者の意見・アドバイスも柔軟に受け止め、心理アセスメントを実施できるよう専門性を高めていく。
- 2. 必要な医療受診を速やかに受ける。また、予防接種や健康管理に留意する。
- 3. 他職種との連携を行い、相互の知識を高め合いより良い支援に努める。
- 4. 地域行事に積極的に参加しあいさつ等、交流を通じ地域に根付く施設を目指す。
- 5. 向上心をもちながら研修に参加し、得た知識、技術を支援に活かす。

・本園

取り組み目標

- 1. 「松風荘はみんなの家」の意識（根っこ）を育てる。
- 2. 主人公は子ども。
- 3. 治療的な養育を行なう。

取り組み方針

- 1. 家庭的な雰囲気の中で、大切にされる体験を積み、安心、安全な居場所を作る。また、子どもたちとの話し合いを大事にし、一緒に生活を創っていく。
- 2. 主人公は子どもの考えのもと、チーム養育の中で社会資源を十分に活用し、自主性や社会性を養いながら自立に向けた支援を行う。
- 3. 施設内で行なわれる養育が治療的な支援ということを前提に、他職種との連携や医療機関、社会資源を活用し、より専門的に治療的養育を行なっていく。

・第一分園（パインツリー）

取り組み目標

- 1. 児童の小さな変化や気持ちに気付けるよう普段から児童の様子をよく観察し察知する。
- 2. 生活の流れを確認し、環境を整えていく。
- 3. どの職員も積極的に意見を表明出来るよう、普段からコミュニケーションを大事にし、他者から出た意見を大切にしていく。
- 4. 自分の身体を大切にし、他者を思いやることが出来るような心を育んでいく。

取り組み方針

- 1. 児童の様子を観察し、変化がある場合は丁寧に意見を聞き取り、寄り添う支援を行っていく。
- 2. 子どもの年齢層も変わるため、生活環境が大きく変わらないよう配慮し、お互いが過ごしやすい環境作りを継続して行っていく。
- 3. 普段からのコミュニケーションを大切にし、チームの一員として積極的に意見が出せるような雰囲気作りを行っていく。
- 4. 自分と他者を大事に出来る心を育むことが出来るような関わりを意識していく。

・第二分園（ツインリーフ松風）

取り組み目標

- 1. 児童の変化に気付く。

2. 良い雰囲気にする。
3. 知識を深め子どもの関わりに反映させていく。
取り組み方針
1. 児童の変化が見られる場合は、職員間で共有する事や必要であれば児童へ話を聞いていく。発信がある場合は、子どもたちの意見や考えに寄り添いながらこちらの意見を伝えていく。
2. 職員間の対話を大事にして、リーダーの意見に囚われず自分の意見が出せるよう第二分園の雰囲気を良くしていく。
3. 研修案内を職員1人1人が把握できるよう研修担当へ確認していく。外部研修へ参加できるようチーム内で配慮をしていく。会議やケース検討の場で、知識の共有を図り、支援に落とし込んでいく。

・第三分園（風のき）

取り組み目標
1. 子どもとの対話を大切にする。
2. 子どもの意見を取り入れたホーム運営を行う。
3. 意見を出し合える・統一した支援ができるチームを目指す。
取り組み方針
1. 様々な関りの中で子どもとの対話を大切にして、子どもの変化や思いを感じる。
2. 生活のルールや行事など、子どもの意見を汲み取りながら一緒に考える。
3. ホーム職員間のコミュニケーションを大切にする。意見を出し合って意思決定のできる会議を行い、支援の統一を図る。

VII. 家庭支援事業計画

取り組み目標
1. 家族からの気持ちを聞き取りが出来るよう専門職として知見を広く持ち、信頼関係を構築する。
2. 複数体制であることのメリットを活かす。
3. ライフストーリーワークを児童に行えるようやり方、書式の整備を進める。
4. 家族再構築を推進すると共に里親、フレンドホームの動向に留意していく。
取り組み方針
1. 家庭関係のアセスメントで取り組み方針、進捗状況を把握していく。施設の様子、状況を保護者と共有しながら信頼関係の構築を図る。保護者の生活環境も多方面と連携をとりながら
2. お互いの現在の状況、情報共有を行なう時間を設けていきながら、確認を随時行う。
3. 職員にアセスメントの際の聞き取り内容、普段の家庭への思いを聞き取りながら、ライフストーリーワークを実施できるよう事前準備を推進していく。
4. 専門職委員会に参加し、専門職としての情勢を確認しながら、自己研鑽のために研修にも参加していく。

VIII. 自立支援強化事業計画

取り組み目標
1. 児童の意見表明や主体性を持った自立支援計画書の策定に向けアセスメントシートの見直しを行う。
2. 最終担当・拠点、専門職を交えた多角的な視点による退所後支援の見直しが行えるよう手順を検討する。
3. 制度についての情報共有が行えるよう会議の場での発信を強化する。
取り組み方針
1. 児童の意見や状況の変化が読み取りやすい書式の作成をする。
2. 状況変化に対応し速やかに支援の見直しができるような仕組み作りを行う。
3. 自立支援委員会や学習会への参加、支援団体との連携など学びの機会を大事にしながら必要な情報を速やかに提示できるようにする。

IX. 食生活支援事業計画

取り組み目標
1. 安心して豊かな生活ができるように、安全でおいしい食事提供を行う。
2. 発育・発達状況に合わせた、バランスの良い献立を作成する。
3. 食事や団らんを通して食への関心を育て、食事作法を身につける。
4. 食中毒・感染症拡大予防に努める。
取り組み方針
1. 新鮮な国産の食材を選び、行事食や旬の食材を取り入れた食事提供を実施する。
2. 食事摂取基準(2025年)に基づき、年齢や体格に応じた栄養量を設定し、健やかな成長や発達を促す。
3. 共食の意識を持つことで健康的な食事の在り方や、食事作法・協調性を身につけ 規則正しい食生活リズムを作る。
4. 大量調理マニュアルに沿った衛生管理を実施する。

2025年 納入栄養目標量

2025/4/1

	エネルギー	タンパク質	脂質	Ca	Fe	レチノール	VB1	VB2	VC	食物繊維	食塩
最大値 15歳男	3337	125.1	92.6	800	10.0	900	1.5	1.7	100	19	7.5
最小値 6歳男	1440	36.0	40.0	550	5.5	400	0.8	0.9	60	10	4.5
基準値	2400	80.5	25%	1000	12.0	800	1.4	1.6	100	17	7.5

平均年齢 13歳 最大17歳 最小6歳

※Caは12~14歳男子最大値、Feは10~14歳女子最大値を設定

2025年 食料構成表

2025/4/1

	魚肉類	乳類	卵類	野菜類	海草	芋類	果実	米パン麺	豆類	油
基準値	210	250	50	300	10	100	70	310	50	15

X. 心理支援事業計画

取り組み目標

1. 基本的に全入所児童に対してプレイセラピーやカウンセリングといった心理ケアを実施する。
2. 生活支援員はじめ多様な専門職にて、入所児童の見立てを共有し、支援の質の向上を図る。
3. 職員や他機関との連携を充実させる。

取り組み方針

1. トラウマ的侧面や発達の侧面等、各々の児童の課題を明確にし、心理ケアの必要性を児童に伝えた上で実施する。
2. グループホーム訪問や会議の際に生活支援員はじめ多様な専門職とともに各々の児童が生活しやすい環境づくり、関わり方について共に検討していく。
3. 心理療法で得た情報やアセスメントを他職や児童相談所心理司、医師と共に共有し、各々の児童に寄り添った支援を共に検討していく。

XI. 委員会活動事業計画

<マニュアル委員会>

取り組み目標

1. 子どもから出た要望に添ったマニュアルを作成する。
2. 統一したマニュアルと、拠点ごとの取り組みのすり合わせ。
3. 時代の変化に応じたマニュアルの策定。

取り組み方針

1. 子どもから出た意見を委員会内で共有し話し合っていく。変更が必要なマニュアルは隨時策定、訂正を図っていく。

- | |
|--|
| 2. 全拠点統一した支援が必要なマニュアルと、各拠点ごと差別化した取り組みがどこまでできるのか検討する。 |
| 3. 法制度や時代の変化に応じマニュアルの改訂と作成を随時行っていく。 |

＜広報・ボランティア委員会＞

取り組み目標

- 1. 広報誌は継続し、インターネットでの広報活動も途絶えないようにする。
- 2. 子どものニーズに沿ったボランティア活動ができるようにする。
- 3. SNS 稼動ができるようにする。
- 4. 80周年冊子の発行を検討する。

取り組み計画

- 1. 定期的な広報活動で情報発信し、施設の透明化を図る。欲しいものリストの活用を含め、ホームページの更新も毎月の更新を目標に管理していく。
- 2. 子どもの意見を汲み取れるように委員会メンバーが周知と把握を意識し率先して動く。
- 3. SNS 運用にも力を入れていき、より身近に感じる情報を発信していく。運用について外部からのアドバイスやリスクマネジメント等の情報収集をし、稼働に向けて動いていく。
- 4. 前年度、動き出すことができずにいたため、80周年冊子の発行を検討する。

＜防災安全委員会＞

取り組み目標

- 1. もれのない訓練の実施
- 2. 各地域の防災に関する情報の確認
- 3. 災害時の備蓄管理

取り組み計画

- 1. 月に一度の避難訓練を実施。職員による初期消火の徹底。LINEWORKS を活用した連絡網訓練の実施。また、フォーマットの見直しを図り、迅速かつ正確に情報を伝える。水害想定や、BCP を使用しての訓練を実施する予定。
- 2. 市から指定されている避難場所や、防災情報の定期的な確認を行う。地域で開催される防災訓練への参加、避難時の地域での動きを確認する。
- 3. 定期的に災害食の期限チェックを行い、足りないものがあれば補充する。災害時に使用する発電機などの整備、避難梯子等の安全確認をう。携帯トイレを含む災害時用品、児童のアレルギーに対応できる防災食の購入。

＜リービングケア委員会＞

取り組み目標

- 1. 性教育の実施
- 2. 学習環境の整備を進める。
- 3. 地域交流・職業体験
- 4. 性教育・ライフストーリーワークに関する専門性を高める。

取り組み計画

- 1. 全児童に対して性教育を年2回（夏・冬）に実施。実施時期や内容についてはそれぞれの児童に合わせて

- 検討をし、配慮が必要な児童については委員会内でも共有をする。
- 中学生には塾の検討、小学生には学習ボランティアの検討をし、学力向上を目指す。
 - 静岡県中小企業家同友会の中の「未来種まき委員会」と協働し、地域の経営者との繋がり作りや就業体験を行う。小学生や未就学児が楽しく仕事について体験を通して学べる機会を作る。
 - 委員会でライフストーリーワークについての学習会あるいは性教育の学習会の実施を検討する。

＜人材委員会＞

取り組み目標

- 人材育成の構築。
- 職員への研修参加を促す。
- 東京都主催の各種委員会へ参加する。

取り組み計画

- 職員育成体系の構築と1年目職員のOJTの仕組みを確立する。
- 子どもへの支援技術の向上を図る専門的な研修参加を勧める。
- 国や都の情勢について知識を深める。